

リモートパソコン調達及び保守業務委託に係る  
公募型指名競争入札実施要領(郵便入札)

1. 公募型指名競争入札に付する事項

(1) 事業名

リモートパソコン調達及び保守業務委託

(2) 事業概要

リモートパソコン(390台運用分)に係る機器等の調達及びその5年間(60か月)保守  
詳細は別紙「調達仕様書」を参照

(3) 事業場所

和泉市役所(和泉市府中町二丁目7番5号)

その他、本市が指定する場所

(4) 履行期限(契約期間)

・リモートパソコン構築及び納品期限

令和9年2月26日(金)(別紙「調達仕様書」参照)

・保守業務委託契約期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

(5) 入札方法

公募型指名競争入札(郵便入札)

(ア) 本入札は郵便入札にて執り行う。

(イ) 入札参加者は、本市ホームページ掲載の「和泉市建設工事等における郵便入札実施要  
綱」、「郵便入札について」を熟読の上、配達指定日に到達するよう入札書等を郵送する  
こと。

(ウ) 見積った契約希望金額(総額)から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を入  
札書等に記載すること。

(6) 契約の種類

業務委託契約

(7) 入札予定価格

2,121,050円(税抜)

【内訳】

①備品購入費 総額	82,680,000円(税抜)
備品購入費 月額換算	1,378,000円(税抜)
②構築委託費 総額	3,318,000円(税抜)
構築委託費 月額換算	55,300円(税抜)
③保守委託費 総額	41,265,000円(税抜)

保守委託費 月額 687,750 円(税抜)

※1 か月あたりの費用比較するため、本入札の予定価格は上記月額換算の合計金額とする

※(9)郵送書類及び郵送方法(ア)郵送書類に明示する入札金額内訳書については、上記内訳①～③をそれぞれ超えない金額を明記すること

(8) 仕様書等関係図書配布

(ア) 配布方法

和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード

(イ) 配布資料

仕様書、入札参加資格確認申請書兼誓約書、質疑書、入札書、入札金額内訳書、指定封筒の作成について、郵便入札注意事項及びチェックシート、郵便入札について等

(ウ) 配布期間

入札公表から令和 8 年 4 月 20 日(月)正午まで

(9) 郵送書類及び郵送方法

(ア) 郵送書類

- ・入札書
- ・入札金額内訳書

(イ) 郵送方法

所定の事項を全て記入・押印し、入札書等郵送用指定封筒(当該案件用の封筒を市ホームページからダウンロードし作成)に(ア)の書類を同封の上、次の①及び②の両方を満たす方法で郵送すること。なお、郵送費用については入札参加者の負担とする。

① 次のいずれかの方法で郵送するものであること

- ・ 一般書留
- ・ 簡易書留

② 次のいずれかの方法で配達日等の指定をするものであること

- ・ 配達日指定郵便
- ・ 配達時間帯指定郵便(配達時間帯の区分が「午前 8 時から正午まで」であること)

(10) 配達指定日

令和 8 年 5 月 18 日(月)

「(9)郵送書類及び郵送方法」の要件を満たさない入札は、無効とする。

配達指定日以外に到着した入札は、無効とする。

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

(1) ブレード PC(例:リモート PC アレイ等)上に物理 PC100 台分以上を構築し納品した実績を有すること(端末納品は購入・リース問わず)。ただし実績は令和 3 年 4 月 1 日以降の契約で、

かつ、官公庁と契約し納品まで完了したものに限り。

- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により、更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱(平成 17 年制定)に基づく指名停止などを、本業務の申請日時点から入札日までの間で受けていないこと。
- (6) 法令違反により大阪府から参加停止措置を本業務の申請時点で受けていないこと。
- (7) 事業者、事業者の役員又は従業員(以下「事業者関係者」という。)が公表日から過去 10 年間にかけ暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者でないこと。
- (9) 市税の滞納していない者(和泉市内に本店、支店又は営業所等が存在する場合)。

### 3. 入札参加申請の提出期間及び場所

入札の参加を希望する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

#### (1) 提出期間

令和 8 年 4 月 8 日(水)から令和 8 年 4 月 20 日(月)正午まで

#### (2) 提出先

〒594-8501

大阪府和泉市府中町二丁目 7 番 5 号

和泉市役所 市長公室 政策企画室 IT 活用推進担当

#### (3) 提出書類

①入札参加資格確認申請書兼誓約書

② 入札参加資格(1)の実績を証明するもの(契約書の写し等)

③登記簿謄本の写し(申請日から 3 か月以内に発行されたもの)

④印鑑証明の写し(申請日から 3 か月以内に発行されたもの)

⑤国税納税証明書「その 3 の 3」の写し(申請日から 3 か月以内に発行されたもの)

⑥市税納税証明書(申請日から 3 か月以内に発行されたもの)

⑦暴力団排除に関する誓約書

※⑥は和泉市内に本社又は営業所等を有する場合に限る

※本市令和 6・7 年度入札参加資格を有する場合、③④⑤⑥⑦の提出書類は省略可

#### (4) 提出方法

直接持参または郵送(簡易書留)とする。

\* 郵送(簡易書留)の場合は提出期間内必着(着払不可)とする。

#### 4. 通知日時及び方法

入札参加資格確認申請書兼誓約書を提出した者には、参加資格確認結果通知書(指名通知書)を次に掲げる方法で通知する。なお、指名しなかった申請者に対しては、その旨等を通知する。

##### (1) 通知日時

令和8年4月21日(火)午後4時まで

##### (2) 通知方法

入札参加資格確認申請書兼誓約書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

#### 5. 質疑書の提出期間及び方法

質疑がある場合、下記の方法で提出すること。また質疑がない場合もその旨記載し提出すること。

##### (1) 提出期限

令和8年4月22日(水)正午まで

##### (2) 提出書類

質疑用紙

##### (3) 提出方法

電子メール(it@city.osaka-izumi.lg.jp)まで提出する。

質疑書提出後、市より受信確認メールを返信するため確認すること。

#### 6. 質疑書回答の日時及び方法

質疑書回答を次に掲げる方法で通知する。

##### (1) 通知日時

令和8年4月27日(月)午後4時まで

##### (2) 通知方法

入札参加資格確認申請書兼誓約書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。なお、辞退の意を示した者等へは回答しない。

#### 7. 仕様適合証明書一式(パンフレット等も含む)の提出

入札参加資格を有と認められた者は、次のとおり仕様適合証明書を直接提出し、納入予定機器等の仕様適合審査(別紙「調達仕様書」に基づく)を受けなければならない。

なお、書類不備等がある場合も下記受付期間内に解消すること。

① 受付期間:令和8年4月8日(水)から令和8年5月8日(金)まで

- ② 作成方法:別紙「仕様適合証明書」に基づいて「納入機器等構成表」、「仕様適合確認一覧表」及び「保守体制表」も含めて作成すること。
- ③ 提出方法:直接持参または郵送(簡易書留)とする。  
\* 郵送(簡易書留)の場合は提出期間内必着(着払不可)とする。
- ④ 提出書類:仕様適合証明所一式(パンフレット等も含む)
- ⑤ 審査結果:令和 8 年 5 月 12 日(火)午後 4 時までに電子メールで通知する。  
なお、電子メール受信後は直ちに受信確認として返信すること。

## 8. 入札(開札)の日時及び場所

- (1) 入札(開札)日時  
令和 8 年 5 月 19 日(火) 午前 10 時 00 分
- (2) 入札(開札)場所  
和泉市役所 本館 3 階 3C 会議室

## 9. 入札保証金に関する事項

和泉市財務規則(昭和 39 年和泉市規則第 12 号)第 90 条第 2 号に該当する場合は免除とする。

## 10. 入札の効力に関する事項

- (1) 入札の辞退
  - (ア) 入札参加表明書及び入札参加資格確認書を提出した者は、配達指定日まで、いつでも入札を辞退することができる。
  - (イ) 入札を辞退するときは、入札辞退届を本市担当者等に持参か郵送するものとする。ただし、郵送の場合は事前に政策企画室 IT 活用推進担当まで連絡するものとする。
  - (ウ) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (2) 入札の中止
  - 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき、郵便事情等による事故、及び災害その他やむを得ない理由がある場合には、入札の執行を中止、又は延期することがある。
- (3) 入札の無効
  - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (ア) 入札参加資格のない者のした入札
  - (イ) 設計図書等の配付を受けていない者のした入札
  - (ウ) 一枚の指定封筒に、複数の入札案件の入札書等を同封した入札
  - (エ) 同一事項の入札について 2 通以上の入札書を提出したとき
  - (オ) 他人の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札

- (力) 入札書の記載事項が不明瞭なもの、商号又は名称の記載を欠くもの及び代表者名・本市登録印(委任状を提出した場合は代理人名・代理人印)を欠くもの。
- (キ) 入札書の金額を訂正したもの及び金額の記載の不明瞭なもの。
- (ク) 「1 公募型指名競争入札に付する事項(9)郵送書類及び郵送方法」の要件を満たさない入札
- (ケ) 配達指定日以外の日に到達した入札(入札を延期した場合を除く。)
- (コ) 指定封筒に件名、差出人名等が記載されていないもの、件名が確認できないもの及び指定封筒に登録印で封かん(割印)のないもの
- (サ) 入札事務を執行する市職員の指示に従わない者のした入札
- (シ) 入札書に内訳額の記載を求められた入札で、入札書の内訳額の合計額と入札書の総額が同一でないもの
- (ス) その他、入札条件に違反した者

(4) 入札書記入

消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税額相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。なお、予定価格を超過した場合は失格とする。

(5) 落札者の決定

入札比較価格(入札予定価格より消費税及び地方消費税額相当額を差し引いた金額)の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。入札は1回限りとし、入札比較価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、不調とする。入札比較価格の制限の範囲内で、落札者となるべき同価格の入札者が 2 名以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじを辞退することは出来ず、入札立会人により抽選を行うものとする。

(6) 契約金額の決定

入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって契約金額とする。

(ただし、端数は円未満切捨)

11. その他入札について必要な事項

(1) 契約保証金

和泉市財務規則第 104 条第 3 号に該当する場合は免除

(2) 違約金徴収

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。

(3) 契約の締結

(ア) 落札者は、落札決定日の翌日から 7 日以内に仮契約書を締結しなければならない。7 日以内に契約締結をしない場合は、契約締結の意思なきものとみなし、落札者としての権利を失う。

(イ)本件の本契約締結には、和泉市議会の議決を要する。

(和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例)

(ウ)仮契約を締結した契約について、和泉市議会で否決された場合、その仮契約は解除とする。なお、その決定に際して発注者は落札者(契約予定者)に対して一切の責めを負わない。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 委託金等の支払

備品購入費及び構築委託費については完了払い、保守料については毎月の完了払いとし、適正な請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

(6) 適用法令

地方自治法、地方自治法施行令、和泉市財務規則

(7) 失格事項

次の事項に該当した者は原則失格として扱い、本入札の参加資格を失うものとする。

(ア) 入札参加資格確認申請書兼誓約書・仕様適合証明書一式(パンフレット等も含む。)等を指定された期限までに提出することができなかった者

(イ) 参加資格確認結果通知書で入札参加資格を有と認められなかった者

(ウ) 和泉市の指示に従わなかった者

(エ) 「2 入札に参加する者に必要な資格」の条件を満たさなくなった者

(8) 特記事項

落札業者は、別紙「調達仕様書」の入札金額算出根拠計算書(物件費、保守料等の明細計算書)を入札終了後提出すること。なお様式については任意であるが、内容が明確なものであること。

#### 【問合せ先】

和泉市市長公室政策企画室 IT 活用推進担当 担当:土田・大谷

TEL:0725-99-8114(直通)

e-mail:it@city.osaka-izumi.lg.jp

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目 7 番 5 号